

下水道使用料にかかる生活保護減免制度の廃止について

答 申

(案)

平成 30 年 7 月 23 日

加古川市上下水道事業運営審議会

はじめに

加古川市においては、生活保護受給者からの申請に基づき、加古川市下水道条例及び同条例施行規程、加古川市農業集落排水処理施設条例及び同条例施行規程、並びに下水道使用料の減免に関する要綱の規定により、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料（以下「下水道使用料等」という。）を全額免除しています。

しかしながら、生活保護受給者に支給される保護費には下水道使用料等（光熱費相当額）が含まれており、当該減免制度は同一経費に対する二重給付の状態となっていることや、下水道事業を運営していくうえで、使用者間の公平性等の観点に照らし、この取扱いが適正か否かが課題となっています。

このような状況において、当審議会は上下水道事業管理者から「下水道使用料等にかかる減免制度の廃止について」諮問を受けました。そして、慎重に審議を行い、その内容を取りまとめましたので答申します。

平成 30 年 7 月

加古川市上下水道事業運営審議会

## 目 次

1	下水道使用料等の減免制度導入経緯について……………	1
2	減免制度の実施状況について……………	1
3	他市の状況について……………	1
4	当審議会における主な論点……………	1
5	当審議会の考え方……………	2
6	諮問事項に対する当審議会の結論……………	2
7	附帯意見……………	2
8	関連資料……………	3

## 1 下水道使用料等の減免制度導入経緯について

昭和 42 年 4 月に下水道条例が制定された後、同年 9 月に加古川市下水道使用料減免基準に基づく減免が開始されました。また、平成 13 年には加古川市農業集落排水処理施設条例が制定され平成 14 年から農業集落排水処理施設使用料についても下水道使用料と同様に減免されています。その後、平成 27 年 4 月に下水道使用料の減免に関する要綱を施行し、現在に至っています。

減免制度の導入にあたっては、新たに下水道使用料を徴収するにあたり生活保護受給者に対する負担の軽減が目的であったと推測できます。

## 2 減免制度の実施状況について

平成 18 年度の減免制度の実施状況は減免世帯数 547 世帯、減免件数 3,225 件、減免金額 8,920,130 円となっています。平成 28 年度の実施状況は減免世帯数 1,074 世帯、減免件数 6,332 件、減免金額 17,132,390 円となっています。平成 18 年度以降、減免世帯数、減免件数、減免金額は年々増加しており、平成 18 年度と平成 28 年度を比較すると、減免世帯数、減免件数、減免金額はそれぞれ 96.3%、96.3%、92.1%の増加となっています。(5 ページ参照)

## 3 他市の状況について

### (1) 兵庫県内各市

兵庫県内 29 市のうち、加古川市を含む 8 市が生活保護受給者に対する減免制度を有しており、21 市は有していません。また、過去に有していた減免制度を、現在は廃止した市が 5 市あります。(6 ページ資料参照)

### (2) 施行時特例市

加古川市と人口規模が同程度である全国の施行時特例市 36 市のうち、加古川市を含む 10 市が生活保護受給者に対する減免制度を有しています。一方、減免制度を有していない市は 26 市あり、このうち 4 市は、過去に有していた減免制度を、現在は廃止しています。(7 ページ資料参照)

## 4 当審議会における主な論点

当審議会において、さまざまな視点から検討を行いましたが、主な論点は次のとおりです。

(1) 生活保護受給者に支給されている保護費の中に下水道使用料等が含まれているとすれば、下水道使用料等の減免制度は同一経費に対する実質的な二重給付となるが、この措置は妥当といえるか否か。

(2) 生活保護受給者に対して下水道使用料等を減免することによる減免相当金額については、減免を受けていない使用者が実質的に負担することとなるが、このような状況下で、使用者間の公平性が保たれているといえるか否か。

## 5 当審議会の考え方

(1) 平成 16 年 12 月 15 日に開催された「厚生労働省社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会」や平成 23 年 12 月 13 日に開催された「厚生労働省社会保障審議会生活保護基準部会」の記録の中に、「全国消費実態調査等を基に 5 年に一度の頻度で検証を行う必要がある。」との記載があり、全国消費実態調査では下水道使用料は光熱水費の中に分類されています。

また、昭和 36 年 4 月 1 日 厚生省発社第 123 号 厚生事務次官通知によると、「経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の形状的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであること。」と記載されています。

これらのことから、下水道使用料等は生活保護費に含めて支給されており、生活保護受給者に対する当該減免制度は、同一経費に対する実質的な二重給付の状態になっていると考えられ、本来であれば下水道使用料等は生活保護費の中から支払われるべきものであるといえます。

(2) 公営企業である下水道事業の運営は、独立採算を基本とした経営形態となっており、受益者負担の原則により、適正な原価に照らして公平公正な料金体系を構築し、排除量に応じた使用料を徴収するべきで、生活保護受給者における下水道使用料減免制度は、公営企業会計の例外的な状況となっています。

## 6 諮問事項に対する当審議会の結論

生活保護費には下水道使用料等が含まれていることから、本来であれば生活保護費の中から下水道使用料等は支払われるべきものであり、受益者負担の観点からも、使用者間の不公平が生じる当該減免制度を継続することは適当ではないと考えます。

したがって当審議会は、下水道使用料等にかかる生活保護減免制度を廃止することについて、異議のない旨を答申します。

## 7 附帯意見

生活保護受給者に対する下水道使用料等の減免制度が廃止された場合、平均すると 1 世帯当月額およそ 1,500 円の料金支払いが発生します。また、生活保護制度は平成 30 年 10 月、平成 31 年 10 月、平成 32 年 10 月に 3 段階による見直しが行われることとなっています。中でも、下水道使用料等の減免を受けている世帯の多数を占める高齢者単身世帯については、見直し後の支給額が減額される予定となっています。

これらのことから、減免制度の廃止を進めるにあたっては、段階的に制度を廃止すること等によって、生活保護受給者の負担が過大とならないよう留意してください。

## 8 関連資料

下水道使用料等の減免制度にかかる根拠法令（抜粋）

### ○加古川市下水道条例

（使用料等の減免）

第 21 条 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料又は占用料を減免することができる。

### ○加古川市下水道条例施行規程

（使用料等の減免申請等）

第 36 条 条例第 21 条の規定による減免を受けようとする者は、下水道使用料減免申請書（様式第 25 号）又は下水道敷等占用料減免申請書（様式第 26 号）を提出しなければならない。ただし、管理者が認める場合については、この限りではない。

### ○加古川市農業集落排水処理施設条例

（使用料の減免）

第 16 条 管理者は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料を減免することができる。

### ○加古川市農業集落排水処理施設条例施行規程

（使用料の減免申請等）

第 13 条 条例第 16 条の規定による減免を受けようとする者は、農業集落排水処理施設使用料減免申請書（様式第 12 号）を提出しなければならない。ただし、管理者が認める場合については、この限りではない。

### ○加古川市下水道使用料の減免に関する要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、加古川市下水道条例（昭和 42 年条例第 21 号。以下「下水道条例」という。）第 21 条に規定する下水道使用料及び加古川市農業集落排水処理施設条例（平成 13 年条例第 5 号。以下「農集条例」という。）第 16 条に規定する農業集落排水処理施設使用料の減免について、必要な事項を定める。  
（対象）

第 3 条 下水道条例第 21 条及び農集条例第 16 条に規定する減免の対象は、次の各号のとおりとする。

（1）生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受けているもの

(減免額)

第5条 減免額は次の各号のとおりとする。

- (1) 第3条第1号の減免額は、下水道条例第15条及び農集条例15条により算定した使用料の全額とする。

生活保護減免の状況

年度	減免世帯数	減免件数	減免金額
平成 18 年度	547 人	3,225 件	8,920,130 円
平成 19 年度	579 人	3,409 件	9,269,880 円
平成 20 年度	635 人	3,644 件	9,879,890 円
平成 21 年度	695 人	4,001 件	11,605,220 円
平成 22 年度	819 人	4,605 件	13,356,910 円
平成 23 年度	881 人	5,165 件	14,613,740 円
平成 24 年度	933 人	5,452 件	15,381,590 円
平成 25 年度	953 人	5,712 件	15,845,920 円
平成 26 年度	998 人	5,793 件	15,707,760 円
平成 27 年度	1,036 人	6,126 件	16,572,830 円
平成 28 年度	1,074 人	6,332 件	17,132,390 円

兵庫県下 29 市の状況

	自治体名	級地	減免制度の有無と内容		備考
1	神戸市	1-1			廃止
2	姫路市	1-2			
3	尼崎市	1-1			廃止
4	明石市	1-2			廃止
5	西宮市	1-1			廃止
6	洲本市	3-1			
7	芦屋市	1-1	有	一部免除（基本料）	
8	伊丹市	1-1			
9	相生市	3-1			
10	豊岡市	3-1	有	全部免除	
11	加古川市	2-2	有	全部免除	
12	赤穂市	3-1			
13	西脇市	3-1			
14	宝塚市	1-1	有	一部免除（20 m <sup>3</sup> まで）	廃止予定あり
15	三木市	3-1			
16	高砂市	2-2	有	全部免除	
17	川西市	1-1			廃止
18	小野市	3-1			
19	三田市	3-1			
20	加西市	3-1	有	全部免除	
21	篠山市	3-2			
22	養父市	3-2	有	一部免除（使用料の2分の1）	
23	丹波市	3-2	有	一部免除（基本料）	
24	南あわじ市	3-2			
25	朝来市	3-2			
26	淡路市	3-2			
27	宍粟市	3-2			
28	加東市	3-2			
29	たつの市	3-1			

施行時特例市の状況

No.	自治体名		級地	減免制度の有無と内容		備考
	都道府県	市町村		有無	内容	
1	山形県	山形市	2-1			
2	茨城県	水戸市	2-1			
3	茨城県	つくば市	3-1	有	全部免除	
4	群馬県	伊勢崎市	3-1			
5	群馬県	太田市	3-1			
6	埼玉県	熊谷市	2-1			
7	埼玉県	川口市	1-1			
8	埼玉県	所沢市	1-2			
9	埼玉県	草加市	2-1	有	一部免除(基本料の2分の1)	
10	埼玉県	春日部市	2-1	有	一部免除(使用料の2分の1)	
11	神奈川県	平塚市	1-2	有	全部免除	
12	神奈川県	小田原市	1-2			廃止
13	神奈川県	茅ヶ崎市	1-2			廃止
14	神奈川県	厚木市	1-2	有	全部免除	廃止予定あり
15	神奈川県	大和市	1-2	有	全部免除	
16	新潟県	長岡市	2-2			
17	新潟県	上越市	3-1			
18	福井県	福井市	2-1			
19	山梨県	甲府市	2-1			
20	長野県	松本市	2-1			
21	静岡県	沼津市	2-1			
22	静岡県	富士市	2-2			
23	愛知県	一宮市	2-1			
24	愛知県	春日部市	2-1			
25	三重県	四日市市	2-1	有	全部免除	
26	大阪府	岸和田市	1-2			
27	大阪府	吹田市	1-1			
28	大阪府	茨木市	1-1			
29	大阪府	八尾市	1-1	有	全部免除	
30	大阪府	寝屋川市	1-1			廃止
31	兵庫県	明石市	1-2			廃止
32	兵庫県	加古川市	2-2	有	全部免除	
33	兵庫県	宝塚市	1-1	有	一部免除(20 m <sup>3</sup> まで)	廃止予定あり
34	鳥取県	鳥取市	2-1			
35	島根県	松江市	2-1			
36	佐賀県	佐賀市	2-1			

加古川市上下水道事業運営審議会委員名簿

氏名	組織・役職者名等	備考
足立 泰美	甲南大学准教授	職務代理者
田端 和彦	兵庫大学・兵庫大学短期大学部副学長	会長
檀 和秀	明石工業高等専門学校特任教授	
原 幸子	加古川市環境審議会（加古川市連合婦人会）	
樋口 市郎	加古川商工会議所	
松本 嘉治	加古川市町内会連合会（別府町）	
八代醒 土岐子	加古川市消費者協会	

審議経過

	開催日	審議内容
第1回	平成29年11月16日	生活保護受給者にかかる下水道使用料減免制度の廃止についての諮問、討議
第2回	平成30年6月7日	生活保護受給者にかかる下水道使用料減免制度の廃止についての討議、方向性の決定
第3回	平成30年7月23日	生活保護受給者にかかる下水道使用料減免制度の廃止についての答申案の検討